

## 【参考】

# ガイドライン改正案の概要

## 1. 改正事項と背景

(1)「鉄塔等」の追加

◆ 対象設備に、**携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加(第1条第1項)**し、各規定の適用関係を整理。

◆ 鉄塔等を設置する物理的なスペースや景観条例等との関係により、鉄塔等の共用に関するルールを整備するものであり、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情報通信審議会答申)でガイドラインの改正につき提言されている他、関係事業者に対する調査においてもルール化の要望があったもの。

(2)その他

◆ 設置した伝送路設備が不要となった場合に**事業者が当該設備を撤去することとする規定を追加(第5条第5項)**。

## 2. 主な規定内容の比較

| 規定事項     | 電柱・管路等                                  | 鉄塔等                                      | 備考  |
|----------|---|--|---|
| 対象設備     | 電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用することができる設備 | 鉄塔その他の空中線を設置することができる設備                   |   |
| 設備保有者    | 電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者                     | <b>電気通信事業者</b>                           | 電気通信事業者以外の者が設置した鉄塔は、本来的に空中線の設置を目的として整備されたものではないため |
| 事業者      | 認定電気通信事業者                               | 同左(ただし、 <b>携帯電話の基地局の設置を目的とするものとする。</b> ) | 空中線設置目的の明確化を図るため                                  |
| 調査回答     | 原則2ヶ月以内に回答。                             | 同左                                       |   |
| 貸与拒否事由   | 空きスペースが無い場合、技術基準に適合しない場合等               | 同左                                       |   |
| 貸与期間     | 原則5年                                    | 同左                                       |   |
| 貸与の対価    | 原価に基づく適切な設備使用料                          | 同左                                       |   |
| 一束化・支線共用 | ルールを適用                                  | —  |   |